

グッドトイレガイドライン(自己評価チェック項目)

■ グッドトイレの定義

高機能な便器が設置されているということではなく、移動や動作に困難さがある人、高齢者や乳幼児などトイレに困る人に対する配慮、文化や習慣の違う国々の人たちに対する配慮、心のこもった清掃が行われているトイレを「グッドトイレ」と呼びます。

■ グッドトイレの対象

設置・管理主体が行政、民間に関わらず、公共的な利用（不特定多数の利用）を目的として設置されたトイレ（公衆トイレ、公共施設、駅、高速道路SA、道の駅、商業施設など）及び、まちの駅や観光客等の利用に供している一般商店などのトイレ（観光トイレ、市民トイレなど）を対象とします。

このガイドラインは、建物、設備、維持管理に関する明示的な基準を示すものではありません。あくまで、グッドトイレ推進運動の趣旨に合致する内容のトイレであるかどうかを、申請者（トイレの設置者または管理者）が自ら評価するためのチェックリストで、具体的な設備の内容や維持管理の体制・仕組みなどは、それぞれの判断に委ねています。

なお、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）や自治体の条例（福祉のまちづくり条例、バリアフリー条例など）に定めのある施設については、これらの法令が遵守されていることは最低限の条件です。

(1) 立地・アクセス

- ① グッドトイレは、設置・管理主体が行政、民間に関わらず、公共的な利用（不特定多数の利用）を目的として設置されたトイレ（公共トイレ、公共施設、駅、高速道路SA、道の駅、商業施設など）及び、まちの駅や観光客等の利用に供している一般商店などのトイレ（観光トイレ、市民トイレなど）を対象とします。遊園地など有料施設内のトイレは対象となりません。ただし、駅構内、有料道路、空港など、公共交通機関は対象とします。
- ② グッドトイレは利用者の利便を考慮して、立地環境やアクセスが適切なことを要件とします。人の動線から大きく外れた場所や利用者が不安を感じるような場所、わかりにくい場所等に立地していないこと。
- ③ サイン、表示を適切に配置してあること。サインはデザイン性の高いものであっても、男女の別などが視認しやすいものであること。公共性の高い施設では、視覚障害者や聴覚障害者などにも適切な配慮をすることが望まれます。

(2) 建物、室内全体の状況

- ① トイレ全体のデザインを工夫し、明るく安心して使えるような雰囲気であることを要件とします。
- ② 屋外公衆トイレの場合は、周辺環境に配慮したデザインであること、できるだけ死角をつくらないようにするなど設計において防犯上の配慮が必要です。

(3) 洗面台

- ① 洗面台には鏡を設置し、化粧や身繕いの場として配慮されていること。
- ② 管理や補充が可能な施設では、ハンドドライヤーやペーパータオルなどの設置が望まれます。

(4) ブース

- ① 複数のブースがある場合は、高齢者や外国人への対応のため、必ず洋式が設置されていなければなりません。
- ② 温水洗浄便座は大規模施設、商業施設では原則として要件とします。公共トイレ、交通機関のトイレでは必ずしも要件ではありません。
- ③ 和式便器には必ず手すりをつけることが必要です。
- ④ ブース内には、荷物置き、コート掛け（フック）等が適切に設置してあること。
- ⑤ 女性用のブースには蓋付きのごみ箱（汚物入れ・サニタリーボックス）が設置されていること。（男性用ブースにも設置が望ましい）
- ⑥ トイレトペーパーが常備されていること。
- ⑦ また、男女ともに一つ以上のブースにはベビーチェアの設置が望まれます。

(5) 小便器

- ① 小さい子どもや高齢者などにも使いやすい高さの小便器を設置することが必要です。
- ② 男子小便器の一つには、手すりがついていることが要件です。
- ③ また便器前に荷物を置くスペースを設け、杖や傘を掛けるフックが設置してあることが望まれます。

(6) 清掃・メンテナンス

- ① 常に清潔を保てる清掃体制があることが要件です。
- ② 設備は常に良好に維持管理され、故障や破損に対して迅速に補修する体制があることが必要です。
- ③ 維持管理の指標として、使用する姿勢で見て、便器やブース、床等に汚れがないこと、洗面台付近で深呼吸できること、用を足す場所、姿勢で臭気を感じないことを要件とします。
- ④ いつも気持ちよく、清掃・メンテナンスに「おもてなし」の心や気配りが感じられることが不可欠です。

(7) 車いす対応トイレと多様な利用者ニーズへの配慮

- ① 車いす対応トイレは、法律や条例で設置が義務づけられている場合は必置です。車いす対応トイレの設計、設備内容については、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に準拠していることが必要です。
- ② まちの駅等の小規模なトイレで、車いす対応トイレが設置できない場合でも、手すりや広めのブースなど多様な利用者に十分な配慮がなされていること。
- ③ オストメイト機能は設計標準で求められている場合は必置、それ以外では可能な限り設置されていることが望まれます。
- ④ 車いす対応トイレの場合は、着替えや身繕いできるスペースがあることが望まれます。乳幼児連れの利用を考慮して、おむつ交換台や乳幼児用いす、着替え台の設置も望まれます。建物の規模によっては、車いす対応トイレにこれらの機能を有することも可能です。

(8) 外国人の利用が多いトイレでは特に望ましいこと

外国人の利用が多いトイレでは、可能であれば備えてほしいこととして、以下のようなことがあります。

- ① 温水洗浄便座は今や日本のトイレを象徴しています。維持管理が可能な施設では、設置されることが望まれます。
- ② 外国人の利用に配慮して、器具の使い方などについて多言語表記があることが望まれます。おもてなしの心が伝わるような表示も望まれます。
- ③ ハンカチを持たない習慣の国や、ハンドドライヤーの設置を義務づけている国もあるので、ハンドドライヤーやペーパータオルの設置が望まれます。

※以上のような観点から自己評価し、グッドトイレにふさわしいかどうかを最終確認して下さい。登録は下記の手順に従ってください。

「グッドトイレ」の登録について

- インターネットのグッドトイレ登録サイトから、必要事項を記入して申請して下さい。トイレ協会から、登録番号をお送りいたします。
- 登録された情報は、ホームページ等で公開するほか、トイレ位置を表示するアプリや地図アプリなどに提供することがあります。
- グッドトイレであることを表示するステッカーを販売いたします。登録のあと、メールにてご案内いたします。(ステッカーは、当面は無償で提供いたします。追加ステッカー代は実費 2000 円程度)

※なお、登録されたトイレについて、利用者から日本トイレ協会に維持管理上の問題の指摘など、クレームが届いた場合などは、登録を取り消すことがございます。

グッドトイレのガイドライン／チェックリスト(自己評価項目)

項 目	チェック
1. 立地・アクセス(①、②は設置場所による。③は必要条件)	
設置・管理主体が行政、民間に関わらず、公共的な利用(不特定多数の利用)を目的として設置されたトイレで、わかりやすいサインなどで利用しやすい場所にあること。	
	① 原則として誰でも、無料で、自由に使えるトイレである。 ※ロケーションや条件によって、チップ式、有料式の併設は可とします。
	② 人通り、人の動線を考慮した立地である。
	③ サイン、表示を適切に配置し、利用者にわかりやすいよう配慮している。
2. 建物、室内全体の状況(すべてがあてはまる)	
周辺環境に配慮したデザイン、トイレ全体のデザインを工夫し、明るく安心して使えるような雰囲気であること。	
	① 建物(トイレ空間)のデザインに配慮している。
	② 内部は明るく清潔さを感じさせる。
	③ 利用者が不安を感じることがない照明にしている。
	④ 外からの見通しや内部に死角をつくらない等、防犯に配慮して設計している。
3. 洗面台	
洗面台には鏡を設置し、化粧や身繕いの場として配慮されていること。 管理や補充が可能な施設では、ハンドドライヤーやペーパータオルなどの設置が望まれます。	
	① 洗面台の数は利用者数に対して適正である。
	② 化粧ができる鏡がある。
	③ 化粧をしやすい明るさを確保している。
	④ ハンドドライヤーの設置またはペーパータオル、ロールタオル等が常備されていることが望ましい。
4. ブース(※は任意)	
複数のブースがある場合は必ず洋式が設置されていなければなりません。温水洗浄便座は商業施設では原則として要件とします。公共トイレ、交通機関のトイレでは必ずしも要件ではありません。	
	① 一つ以上のブースに洋式便器がある。
	② 温水洗浄便座があることが望ましい。※
	③ 和式ブースには(1つ以上のブースに)手すりがついている。
	④ 荷物置き、フックが適切に設置してある。
	⑤ すべてのブースにごみ箱(サンタリーボックス)を設置している(男性用のブースにも設置されていることが望ましい)。
	⑥ トイレットペーパーが常備されている。
	⑦ 一つ以上のブースにベビーチェアがあることが望ましい。※

5. 小便器(※は任意)		
小さい子どもや高齢者などにも使いやすい高さの小便器を設置すること。		
	① 子供用小便器があるか、小さい子どもが使いやすい高さの便器がある	
	② 一つ以上の便器には手すりがついている	
	③ 小便器の前に荷物置きまたは荷物を置くスペースがある※	
6. 清掃・メンテナンス(すべてがあてはまる)		
維持管理や清掃が行き届いていること。いつも気持ちよく、清掃・メンテナンスに「おもてなし」の心や気配りが感じられることが不可欠です。		
	① 常に清潔を保てるだけの清掃体制がある	
	② 使用する姿勢で見て、便器、ブース、床に汚れがない、落書きがない	
	③ 設備の故障、破損はなく常に管理している	
	④ 故障、破損などに対する連絡先が表示してある	
	⑤ 洗面台付近で深呼吸できる	
	⑥ 用を足す場所で臭気を感じない	
	⑦ 「おもてなし」の心を込めてメンテナンスしている	
7. 車いす対応トイレと多様な利用者ニーズへの配慮		
法令で車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレの設置義務がある場合は、設計、設備の内容については国の設計標準に準拠し、適切な設備を設置していること。「まちの駅」等の小規模なトイレで、車いす対応トイレが設置できない場合でも、多様な利用者に対する十分な配慮がなされていること。		
	① 車いす対応トイレがある。(法令に設置義務がある場合は、法令に基づいて適切な設備が整っていること。)	
	② (車いす対応トイレ必置でない場合) 車いす対応トイレはないが、手すりや広めのブースなど多様な利用者に配慮している。	
	③ オストメイト機能がある。	
	④ 着替えや身繕いできるスペースがある。	
	⑤ 乳幼児の利用を考慮しておむつ交換台、乳幼児用いす、着替え台を設置している。	
8. 外国人の利用が多いトイレでは特に望ましいこと(任意)		
外国人の利用が多いトイレでは、可能であれば備えてほしいこととして、以下のようなことがあります。		
	① 温水洗浄便座があることが望ましい	
	② 器具の使用方法などについて、多言語表記があることが望ましい	
	③ ハンカチを持たない習慣の人のために、ハンドドライヤーやペーパータオルの設置が望ましい	



グッドトイレ(おもてなしのトイレ)に登録して下さい